

国民年金法と年金相談メモ

年金相談メモ

厚生年金は社会保険事務所、国民年金は市役所年金係が、その窓口になっていますから、いちばん身近な年金相談窓口です。

しかし、長い期間の被保険者記録は、すべて社会保険庁に集中管理されていますから、個人ごとの相談となると、その記録をみながら行なつた方が、より具体的になります。

(1)自分の聞きたいことは何かといふことを整理してからでかけることです。厚生年金か国民年金か、老齢年金か、遺族年金か、厚生年金をもらいたい」というような押問答で時間を費やすことがしばしばあります。

(2)証拠となるものは、なるべく整理して持参してください。被保険者証や年金手帳、国民年金手帳、保険料の領収書など公的なもののほか加入期間について傍証できる会社の人事辞令や給与明細書なども整理して持つてください。

参考になります。

(3)年金相談にいく前に、自分の歴史を一度整理してみることが必要です。整理をしている中で、国民

うにしましょう。

年金請求は「請求なくして年金なし」とまでいわれます。いかに

年金時代といわれ、年金に対する関心が高まり、年金制度の改正が行なわれようと、請求しなければ、それは絵に画いた餅でしかありません。

年金ばかりと思いこんでいたのが厚生年金の期間もあつた、ということも発見された例もあります。

(4)聞き上手、話し上手になるよう努めることです。たとえば、「働いているが年金がもらえるか」と聞くときには、「どんな所で働いていますか」、というところをつけることや、話の内容がちがつてくることもあります。また、「こんなばあいはどうなりますか」と他人のことを聞く人が多いといわれています。自分のことを適確に聞くよ

今年4月から提出期限が変わります



厚生年金の記号番号

の調査について

2月2日付をもって市内外の厚生年金適用事業所宛に、右記見出しのとおり依頼文書を発送しましたので、事務繁忙の折とは存じますが、調査目的・趣旨についてはご理解のうえ、該当事業所には是非ともご協力ををお願い申し上げます。

人については、社会保険庁で生存についての確認ができないため、引き続いだ年金を支払ってよいかどうかの判断がつきませんので、止められますのでご注意ください。

厚生年金の被保険者期間について

被保険者期間について

厚生年金の被保険者期間は、1年以上の期間が通算されます。厚生年金の被保険者期間は、事業所を移してもすべて合計されますので、公社や工場につとめた期間が1年以上なら、その期間が通算されるのです。ただし、注意しなければならないのは

(1)昭和36年4月1日前の期間については、昭和36年4月1日以後に公的年金制度に入したばあいに限り通算対象期間とされます。

(2)昭和53年5月まであつた女子の脱退手当金の特例による脱退手当金をうけたばあいは、その脱退手当金の基礎となつた被保険者期間は、通算対象期間とはされません。

なお、調査を担当する係員は、市発行の身分証明書を携行しているので確認のうえご協力をお願いいたします。

国土基本図作成

のための現地調査実施

国土基本図は、国や市で行なう各種公共事業の実施計画や調査用として、建設省国土地理院が全国的に統一した規格で作成する(五〇〇分の一)精密な地図です。

市では現在業者に委託してこの基本図の製作を進めておりますが、正確を期するため現地調査が必要であり、場所によっては直接土地に立入る場合もありますので、皆様のご理解をいただきくお知らせいたします。

一、作業名、国土基本図作成作業二、調査区域 都留市全域三、調査期間 昭和55年1月～3月末日まで四、調査計画機関 東日本航空㈱五、調査作業機関 都留市

不用犬・猫の巡回収集	
3月12日(水)	日程・場所は 前回どおり